

平成27年8月7日

株 主 各 位

東京都文京区後楽一丁目1番7号

アウンコンサルティング株式会社

代表取締役 信 太 明

第17期定時株主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成27年8月24日（月曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年8月25日（火曜日）午後3時00分
（受付開始は午後2時30分より）
2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台三丁目11番1号
三井住友海上駿河台新館
TKPガーデンシティ御茶ノ水「カンファレンスルーム3F」
3. 目的事項
【報告事項】
 1. 第17期（平成26年6月1日から平成27年5月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第17期（平成26年6月1日から平成27年5月31日まで）
計算書類の内容報告の件
【決議事項】
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成27年8月24日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、後記（3頁から4頁までの【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて】）をご高覧のうえ、平成27年8月24日（月曜日）午後6時までにご行してください。

5. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「財産及び損益の状況の推移」及び「主要な事業内容」、「企業集団の主要な拠点」、「従業員の状況」、「主要な借入先」、「株式及び新株予約権等に関する事項」、「責任限定契約の内容の概要」、「社外役員の報酬等の総額」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制に関する事項」、「剰余金の配当等の決定に関する方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「株主資本変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.auncon.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。

以 上

-
- (注) 1. 本総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。また、資源節約のため、こちらの「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、本総会の前日までに修正をすべき事項が生じた場合には、書面による郵送またはインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.auncon.co.jp/>) において、掲載することによりお知らせいたします。
3. 株主総会決議通知の発送は取り止め、本総会の結果は上記当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。
4. 定時株主総会終了後、引き続き、事業説明会を開催させていただく予定です。

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使サイトURL】 <http://www.web54.net>

※バーコード読み取り機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

- (2) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
- (3) インターネットによる議決権行使は、平成27年8月24日（月曜日）午後6時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
- (4) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (5) インターネットにより複数回、またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

- (6) 議決権行使コード及びパスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本総会終了後まで暗証番号と同様に大切に保管願います。
なお、議決権行使コード及びパスワードのご照会にはお答えできませんのでご了承ください。
- (7) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】
議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- (1) インターネットにアクセスできること。
- (2) パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとしてMicrosoft® Internet Explorer 6.0以上を使用できること。
ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- (3) 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）
（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】
インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

【専用ダイヤル】 0120-652-031（午前9時～午後9時）

<議決権行使に関する事項以外のご照会> 0120-782-031（平日午前9時～午後5時）

(添付書類)

事 業 報 告

(平成26年6月1日から平成27年5月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

(1) 事業の状況

当連結会計年度（平成26年6月1日～平成27年5月31日）におけるわが国経済は、消費増税に伴う駆け込み需要の反動減が一巡し、個人消費が徐々に回復の兆しを見せつつあります。また、継続的な円安の影響やビザ受給要件の緩和等により、訪日外国人旅行者数が過去最高を更新するなど、内需を下支えする要因となっております。一方、中国をはじめとする新興国の景気減速など、世界経済は潜在的な下押しリスクを抱えており、景気の先行きは未だ不透明な状況で推移しております。

当社グループの主たる事業領域である国内インターネット広告市場につきましても、スマートフォン市場の成長や動画広告、広告配信などの浸透により、平成26年のインターネット広告費は1兆519億円（前年比12.1%増）と前年を上回る伸び率となっております（株式会社電通「2014年日本の広告費」）。

このような状況の中、当社グループは収益力の回復と拡大を最優先課題とし、日系企業向け多言語SEMサービスへの経営資源の集中投下、海外法人における高付加価値サービスの提供、そして、新規事業の開発とサービスの拡充を実施して参りました。

まず、国内においては、当連結会計年度より、販売体制・収益体制の強化を進めておりましたが、一部組織の機能不全や計画の遅延により、前連結会計年度比で売上及び利益は共に減少しました。中でも、日本語の成果報酬型SEOサービスについては、サービスの内容を見直し、営業活動を推進した結果、契約件数は大幅に増加したものの、サービスの特性上、費用が先行するため当連結会計年度においては、収益貢献するまでには至りませんでした。一方で、日本語のSEM市場と比較すると市場規模はまだまだ小さいものの、訪日旅行者の活発な消費活動による日本企業のインバウンド需要の拡大を背景に、多言語SEMサービスの売上及び利益が急速に成長いたしました。相手国ごとに異なる広告宣伝・販売促進の方法に対応するために、当社の翻訳組織の一部を、多言語SEM案件の専門組織へと変更し、また、海外現地法人との連携を強化したことで、現地から得られるマーケティング情報を活用した付加価値の高い多言語サービスの提供が可能となりました。

次に、海外法人においては、一部の国で人件費の大幅な高騰等によるマイナス要因があったものの、成果報酬型SEOサービスが前期に引き続き高い収益性を維持し、海外法人全体としては収益性の維持に大きく貢献いたしました。また、SEMサービスに限らず、現地マーケットに即した新しい広告サービスの販売にも注力いたしました。現地ローカルスタッフの採用と教育に注力したことで、現地顧客の多様化するニーズに即した付加価値の高いサービスの提供が可能となりつつあります。

最後に、新規事業においては、当第1四半期に海外進出支援ソーシャルサイト「The Oceanz (ジ・オーシャンズ)」をリリースし、その後、フィリピン、インドネシア、ミャンマーなど、サービス提供国を拡充し、ユーザビリティの向上に取り組みました。認知度は徐々に向上してきているものの、広告収入を大きく伸ばし、収益に貢献するまでには至っておりません。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,618,517千円（前連結会計年度比3.6%減）、営業損失は21,804千円（前連結会計年度は営業損失6,491千円）、経常利益は3,781千円（前連結会計年度比48.0%減）、当期純利益は2,926千円（前連結会計年度比73.9%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は74,486千円となりました。その主なものは、海外における建設中の賃貸物件の購入であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

① 株式の取得または処分の状況

該当事項はありません。

② 新株予約権の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の会社の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

2. 対処すべき課題

当連結会計年度において、当社グループは業績の黒字化を最優先課題として取り組んだ結果、日本企業のインバウンドニーズを背景とした日本国内における多言語案件の成長や海外法人の収益の安定化等により多言語・海外案件が売上及び利益を押し上げたものの、販売体制構築の遅延による国内案件、特に、SEOの利益計画の遅れを取り戻すまでには至らず、6期連続で営業損失を計上することとなりました。

そのような環境の中、当社グループが対処すべき課題としては、以下の2点が挙げられます。

(1) 収益力の回復と拡大について

当社グループは、当連結会計年度において伸長した多言語・海外における売上及び収益をより拡大させ、当社グループにおける売上・収益の柱とすることで、収益体制を改善することが急務であると認識しております。また、改善を確かなものとするために、利益計画と実績の乖離を早い段階で捕捉して修正を加えるPDCAサイクルの実施を継続することが重要であると認識しております。

まず、SEOについては、国内外のR&D部門の成功ノウハウを集約し、各法人間で共有することで、現地の実態を把握した精度の高いキーワード選定やアルゴリズム解析を進めるPDCAサイクルを実施して参ります。また、PPCについては、海外法人から得られるマーケティングノウハウを最大限活用し、現地トレンドに即した付加価値の高い多言語サービス提供を継続することで、収益性の向上を図って参ります。また、マーケティング領域にこだわらず、海外領域における新サービスの開発を強化し、今後の収益源の追加を模索して参ります。

(2) 人材の育成について

訪日外国人旅行者の活発な消費活動や、2020年東京オリンピックを背景に急速に拡大する多言語・海外案件の成長の中で、今後も継続して付加価値の高いサービスを提供するためには言語・国籍に関わらず、当社グループの企業理念を理解し、主体的に課題解決を行うことのできるグローバル人材の採用及び育成が重要であると認識しております。急拡大する日本企業の海外への販路拡大需要をグローバル人材の不足によって機会損失が生じないよう、グローバル化する市場の中でも自ら価値を創造し、業績の黒字化に寄与できる人材の育成に注力して参ります。また、適切なインセンティブや登用等により、優秀な人材の定着を図って参ります。

3. 重要な親会社及び子会社の状況（平成27年5月31日現在）

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
AUN Thai Laboratories Co., Ltd.	16,000千バーツ	99.98%	SEM関連商品の販売、PPCの運用に係るキーワード選定や入札管理、定型レポートの作成等プランナー業務、Web制作業務
台湾亞文營銷事業股份有限公司	13,800千台湾ドル	100.00%	SEM関連商品の販売
亞文香港營銷事業股份有限公司	4,500千香港ドル	100.00%	SEM関連商品の販売
AUN Global Marketing Pte. Ltd.	820千シンガポールドル	100.00%	SEM関連商品の販売

(注) 平成27年6月8日にフィリピンにおいてAUN PHILIPPINES INC. を設立いたしました。

4. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 会社役員に関する事項

1. 会社役員の状況

(平成27年5月31日現在)

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
信太明	代表取締役	代表執行役員CEO 海外部門担当 兼 イノベーショングループ担当	AUN Thai Laboratories Co., Ltd. 取締役 台湾亞文營銷事業股份有限公司 取締役 亞文香港營銷事業股份有限公司 取締役 AUN Global Marketing Pte. Ltd. 取締役
坂田崇典	取締役	専務執行役員 管理部門担当CFO	AUN Thai Laboratories Co., Ltd. 取締役 台湾亞文營銷事業股份有限公司 監査役 亞文香港營銷事業股份有限公司 取締役 AUN Global Marketing Pte. Ltd. 取締役
菊池明	取締役	常務執行役員 国内部門担当COO	AUN Thai Laboratories Co., Ltd. 代表取締役 台湾亞文營銷事業股份有限公司 代表取締役 亞文香港營銷事業股份有限公司 代表取締役 AUN Global Marketing Pte. Ltd. 代表取締役
藤原徹一	取締役		藤原投資顧問株式会社 代表取締役 台湾亞文營銷事業股份有限公司 取締役 AUN Global Marketing Pte. Ltd. 取締役
金城正宏	常勤監査役		なし
加藤征一	監査役		加藤公認会計士事務所 代表
松村卓朗	監査役		株式会社ビーブルフォーカス・コンサルティング 代表取締役

- (注) 1. 平岡万葉氏は取締役を平成26年10月31日付で退任いたしました。
2. 藤原徹一氏は社外取締役であります。
3. 金城正宏氏、加藤征一氏、松村卓朗氏は、社外監査役であり、当社は各氏が東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。
4. 監査役加藤征一氏は公認会計士及び税理士としての資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、社外取締役との間で、責任限定契約を締結しております。
6. 平成27年6月1日付（AUN PHILIPPINES INC. に関しましては、6月8日付）で次の通り、地位、担当及び重要な兼職の状況の変更がありました。

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
信太明	代表取締役	代表執行役員CEO 海外部門担当兼イノベーショングループ担当	AUN Thai Laboratories Co., Ltd. 代表取締役 台湾亞文營銷事業股份有限公司 代表取締役 亞文香港營銷事業股份有限公司 代表取締役 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 代表取締役 AUN PHILIPPINES INC. 代表取締役
坂田崇典	取締役	専務執行役員 管理部門担当CFO	AUN Thai Laboratories Co.,Ltd. 取締役 台湾亞文營銷事業股份有限公司 監査役 亞文香港營銷事業股份有限公司 取締役 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役 AUN PHILIPPINES INC. 取締役
菊池明	取締役	執行役員 国内部門担当COO	AUN Thai Laboratories Co.,Ltd. 取締役 台湾亞文營銷事業股份有限公司 取締役 亞文香港營銷事業股份有限公司 取締役 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役 AUN PHILIPPINES INC. 取締役

2. 会社役員に対する報酬等

区分	人数	支給額	摘要
取締役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	46,481千円 (2,280千円)	
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	7,200千円 (7,200千円)	
合計	8名	53,681千円	

- (注) 取締役5名の報酬額については、当連結会計年度中に退任した取締役1名の当事業年度における報酬額を含んでおります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

取締役藤原徹一氏は藤原投資顧問株式会社の代表取締役であり、同社と当社とは、海外における事業戦略、新規事業、商品開発に関する助言・提案等を目的としたアドバイザー契約の実績がありますが、当事業年度における取引はありません。また、台湾亞文營銷事業股份有限公司及びAUN Global Marketing Pte.Ltd. の取締役を兼職しております。

監査役金城正宏氏は重要な兼職の状況について該当事項はございません。

監査役加藤征一氏は加藤公認会計士事務所の代表であります。加藤公認会計士事務所と当社の間には取引関係はありません。

監査役松村卓朗氏は株式会社ピープルフォーカス・コンサルティングの代表取締役であり、同社と当社とは当社役員及び社員に対する研修、教育における取引の実績がありますが、当事業年度における取引はありません。

(2) 主な活動状況

氏名	主な活動状況
藤原 徹一	当事業年度に開催された取締役会13回中12回に出席しております。海外動向や金融マーケティングに関する専門的な知見を有し、主に海外への事業戦略や投資に関して、グローバル経営の視点から海外子会社の社員教育まで幅広く指摘、発言を行っております。
金城 正宏	当事業年度に開催された取締役会13回中の全て、また、監査役会14回の全てに出席しております。取締役会においては、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、主にリスク管理、コンプライアンス、内部統制に関して質問、指摘、発言を行っております。監査役会においては、監査役会の議長として各監査役に対して監査状況の報告や意見を述べております。
加藤 征一	当事業年度に開催された取締役会13回の全て、また、監査役会14回中13回に出席しております。取締役会においては、公認会計士及び税理士である専門的見地から、主に経理、財務、税務に関して、質問、指摘、発言を行っております。監査役会においては、主に経理部門及び会計監査の状況について意見を述べております。
松村 卓朗	当事業年度に開催された取締役会13回の全て、また、監査役会14回の全てに出席しております。取締役会においては、経営コンサルタントである専門的見地から主に組織体制、人事・教育制度に関して、質問、指摘、発言を行っております。監査役会においては、主に人事部門及び業務監査の状況について意見を述べております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

連結貸借対照表

(平成27年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	853,878	流 動 負 債	239,679
現金及び預金	621,074	買掛金	154,502
受取手形及び売掛金	220,784	未払費用	24,283
仕掛品	629	未払法人税等	1,900
その他	22,836	前受金	15,183
貸倒引当金	△11,446	その他	43,810
固 定 資 産	123,329	固 定 負 債	6,177
有形固定資産	86,339	リース債務	277
建物	8,496	繰延税金負債	5,899
工具、器具及び備品	9,421	負 債 合 計	245,856
建設仮勘定	68,421	純 資 産 の 部	
無形固定資産	2,882	株 主 資 本	687,944
ソフトウェア	2,882	資本金	341,136
投資その他の資産	34,106	資本剰余金	471,876
投資有価証券	1,507	利益剰余金	△125,067
敷金及び保証金	32,598	その他の包括利益累計額	43,304
資 産 合 計	977,207	その他有価証券評価差額金	12,342
		為替換算調整勘定	30,961
		新 株 予 約 権	102
		純 資 産 合 計	731,351
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	977,207

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(平成26年6月1日から平成27年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,618,517
売 上 原 価		1,230,687
売 上 総 利 益		387,829
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		409,634
営 業 損 失		21,804
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	155	
解 約 手 数 料 等	1,655	
未 払 配 当 金 除 斥 益	168	
為 替 差 益	903	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	20,382	
そ の 他	2,598	25,864
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	57	
そ の 他	220	278
経 常 利 益		3,781
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	254	
固 定 資 産 売 却 損	21	275
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,506
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	580	
法 人 税 等 調 整 額	—	580
当 期 純 利 益		2,926

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(平成27年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	654,628	流 動 負 債	199,078
現金及び預金	480,980	買掛金	131,210
売掛金	165,164	未払金	8,019
前払費用	5,931	未払費用	20,628
未収入金	2,250	未払法人税等	1,900
立替金	3,270	前受金	6,036
その他	2,914	預り金	3,242
貸倒引当金	△5,883	リース債務	432
		その他	27,608
固 定 資 産	263,383	固 定 負 債	5,899
有形固定資産	81,678	繰延税金負債	5,899
建物	4,907	負 債 合 計	204,978
工具、器具及び備品	8,349	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	68,421	株 主 資 本	700,588
無形固定資産	2,261	資 本 金	341,136
ソフトウェア	2,261	資 本 剰 余 金	471,876
投資その他の資産	179,443	資本準備金	471,876
投資有価証券	1,507	利 益 剰 余 金	△112,423
関係会社株式	148,542	その他利益剰余金	△112,423
敷金及び保証金	29,393	繰越利益剰余金	△112,423
資 産 合 計	918,012	評 価 ・ 換 算 差 額 等	12,342
		その他有価証券評価差額金	12,342
		新 株 予 約 権	102
		純 資 産 合 計	713,033
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	918,012

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(平成26年6月1日から平成27年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,303,940
売 上 原 価		1,041,879
売 上 総 利 益		262,061
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		307,941
営 業 損 失		45,879
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	135	
解 約 手 数 料 等	1,655	
未 払 配 当 金 除 斥 益	168	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	20,382	
そ の 他	1,175	23,517
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	38	
為 替 差 損	913	
そ の 他	13	965
経 常 損 失		23,326
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	254	254
税 引 前 当 期 純 損 失		23,581
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	580	
法 人 税 等 調 整 額	—	580
当 期 純 損 失		24,161

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年 7月17日

アウンコンサルティング株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大橋 一生 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鳥羽 正浩 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野田 裕一 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アウンコンサルティング株式会社の平成26年6月1日から平成27年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アウンコンサルティング株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年 7月17日

アウンコンサルティング株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大橋 一生 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鳥羽 正浩 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野田 裕一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アウンコンサルティング株式会社の平成26年6月1日から平成27年5月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年6月1日から平成27年5月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年7月21日

アウンコンサルティング株式会社 監査役会

常勤監査役 金城正宏 ㊟

監査役 加藤征一 ㊟

監査役 松村卓朗 ㊟

監査役金城正宏、監査役加藤征一及び監査役松村卓朗は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

【第1号議案】 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ① 今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）について所要の変更を行うものであります。
- ② 平成26年6月27日公布の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。）によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。
取締役会の監査・監督機能の強化を図り、経営の公正性・透明性・迅速性を確保し、より高いコーポレート・ガバナンスを確立させるため、監査等委員会設置会社に移行したく、当該移行のために、定款の一部を変更するものであります。
- ③ 株主総会及び取締役会における招集手続き、議長選任について柔軟な対応を可能とするため、現行定款第12条（招集権者および議長）及び第19条（取締役会）について、所要の変更を行うものであります。
- ④ 改正会社法によって、責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことを受けて、責任限定契約の対象を拡大するべく所要の変更を行うものであります。なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。なお、本定款変更は本総会終結の時をもって効力が発生するものとします。

（下線は変更を示す）

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略) (目的)	第1条 (現行どおり) (目的)
第2条 当社は次の事業を営むことを、その目的とする。	第2条 当社は次の事業を営むことを、その目的とする。
1.～19. (条文省略) (新設)	1.～19. (現行どおり) <u>20</u> <u>ビジネスプロセスアウトソーシング及びビジネスプロセスサポートに関する業務。</u>
<u>20.～21.</u> (条文省略)	<u>21.～22.</u> (現行どおり)
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(機関の設置)	(機関の設置)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削除)
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第9条 (条文省略)	第6条～第9条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第10条～第11条 (条文省略)	第10条～第11条 (現行どおり)
(招集権者および議長)	(招集権者および議長)
第12条 株主総会は、取締役 <u>社長</u> が招集し、その議長となる。取締役 <u>社長</u> に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。	第12条 株主総会は、 <u>代表</u> 取締役が招集し、その議長となる。 <u>代表</u> 取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。
第13条～第15条 (条文省略)	第13条～第15条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(員数)	(員数)
第16条 当 <u>社</u> に取締役7名以内を <u>置く</u> 。	第16条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、7名以内とする。
(新設)	② 当社の監査等委員である取締役は、3名以上とする。
(選任)	(選任)
第17条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	第17条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
(新設)	② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
② (条文省略)	③ (現行どおり)

現行定款	変更案
(任期)	(任期)
<p>第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>第18条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
(新設)	②
②	③
<p>補欠または増員のため選任された取締役の任期は、<u>現任</u>取締役の残任期間とする。</p>	<p>補欠のため選任された<u>監査等委員</u>である取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である取締役</u>の残任期間とする。</p>
(取締役会)	(取締役会)
<p>第19条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>第19条 取締役会は、<u>代表取締役</u>が招集し、その議長となる。<u>代表取締役</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>
②	②
③	③
④	④
(代表取締役および役付取締役の選定)	(代表取締役および役付取締役の選定)
<p>第20条 取締役会は取締役の中から代表取締役1名を選定する。</p>	<p>第20条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から、<u>取締役会長</u>および<u>代表取締役各1名</u>、<u>取締役副社長</u>、<u>専務取締役</u>および<u>常務取締役各若干名</u>を選定することができる。</p>
②	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第21条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(社外取締役の責任限定)</p> <p>第21条 当社は、社外取締役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>	<p>(非業務執行取締役についての責任限定契約)</p> <p>第23条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）と締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>(削除)</p>
<p>(員数)</p> <p>第22条 当社に監査役4名以内を置く。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(選任)</p> <p>第23条 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(任期)</p> <p>第24条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>② 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p>	

現行定款	変更案
(常勤の監査役)	(削除)
第25条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	
(監査役会)	(削除)
第26条 <u>監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u>	
② <u>監査役会運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</u>	
(社外監査役の責任限定)	(削除)
第27条 <u>当社は、社外監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u>	
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	(監査等委員会の組織)
	第24条 <u>監査等委員会は、すべての監査等委員で組織する。監査等委員の過半数は、社外取締役でなければならない。</u>
(新設)	(常勤の監査等委員)
	第25条 <u>監査等委員会の決議によって、常勤監査等委員を若干名選定することができる。</u>
(新設)	(監査等委員会)
	第26条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u>
	② <u>監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会が定める監査等委員会規程による。</u>

現行定款	変更案
<p data-bbox="250 148 432 167">第6章 会計監査人</p> <p data-bbox="129 190 387 213">第28条～第30条 (条文省略)</p> <p data-bbox="141 235 219 258">(報酬等)</p> <p data-bbox="129 269 552 344">第31条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p data-bbox="281 359 400 382">第7章 計算</p> <p data-bbox="129 405 387 427">第32条～第35条 (条文省略)</p> <p data-bbox="311 450 370 473">(新設)</p> <p data-bbox="141 495 200 518">(新設)</p>	<p data-bbox="689 148 871 167">第6章 会計監査人</p> <p data-bbox="577 190 874 213">第27条～第29条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="589 235 667 258">(報酬等)</p> <p data-bbox="577 269 988 344">第30条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p data-bbox="720 359 840 382">第7章 計算</p> <p data-bbox="577 405 874 427">第31条～第34条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="759 450 804 473">附則</p> <p data-bbox="589 495 927 518"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="577 530 988 762">第1条 当社は、<u>第17期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。</p>

【第2号議案】 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、当該時点における取締役全員が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	<p style="text-align: center;">し あきら 信 明 (昭和43年11月11日)</p>	<p>平成4年4月 株式会社リクルート入社 平成5年4月 株式会社日本ネットワーク研究所入社 平成8年3月 株式会社インターナショナル・トレーディング・コーポレーション（現株式会社ユービーシー・マート）入社 平成10年6月 当社設立 代表取締役（代表執行役員）（現任） 平成25年6月 AUN Thai Laboratories Co.,Ltd. 取締役 平成25年6月 台湾亞文營銷事業股份有限公司 取締役 平成25年6月 亞文香港營銷事業股份有限公司 取締役 平成25年6月 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役 平成27年6月 AUN Thai Laboratories Co.,Ltd. 代表（現任） 平成27年6月 台湾亞文營銷事業股份有限公司 代表取締役（現任） 平成27年6月 亞文香港營銷事業股份有限公司 代表取締役（現任） 平成27年6月 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 代表取締役（現任） 平成27年6月 AUN PHILIPPINES INC. 代表取締役（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況] AUN Thai Laboratories Co.,Ltd. 代表取締役 台湾亞文營銷事業股份有限公司 代表取締役 亞文香港營銷事業股份有限公司 代表取締役 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 代表取締役 AUN PHILIPPINES INC. 代表取締役</p>	4,674,800 株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
2	さ か た たかのり 坂 田 崇 典 (昭和44年9月4日)	平成4年4月 凸版印刷株式会社入社 平成9年10月 朝日アーサーアンダーセン株式会社(現 プライスウォーターハウスクーパース株 式会社)入社 平成12年8月 株式会社日経BP入社 平成17年11月 当社入社 平成17年12月 当社執行役員 平成18年8月 当社取締役(常務執行役員) 平成26年6月 AUN ThaiLaboratories Co.,Ltd. 取締役(現任) 平成26年6月 台湾亞文營銷事業股份有限公司 監査役(現任) 平成26年6月 亞文香港營銷事業股份有限公司 取締役(現任) 平成26年6月 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役(現任) 平成26年6月 当社取締役(専務執行役員)(現任) 平成27年6月 AUN PHILIPPINES INC. 取締役(現任) [重要な兼職の状況] AUN Thai Laboratories Co.,Ltd. 取締役 台湾亞文營銷事業股份有限公司 監査役 亞文香港營銷事業股份有限公司 取締役 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役 AUN PHILIPPINES INC. 取締役	47,300株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
3	きくち あきら 菊池 明 (昭和57年7月19日)	平成17年4月 当社入社 平成23年6月 AUN Thai Laboratories Co.,Ltd. 担当執行役員 平成23年6月 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 担当執行役員 平成24年12月 当社執行役員 平成25年8月 当社取締役(執行役員) 平成26年6月 AUN Thai Laboratories Co.,Ltd. 代表取締役 平成26年6月 台湾亞文營銷事業股份有限公司 代表取締役 平成26年6月 亞文香港營銷事業股份有限公司 代表取締役 平成26年6月 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 代表取締役 平成26年6月 当社取締役(常務執行役員) 平成27年6月 AUN Thai Laboratories Co.,Ltd. 取締役(現任) 平成27年6月 台湾亞文營銷事業股份有限公司 取締役(現任) 平成27年6月 亞文香港營銷事業股份有限公司 取締役(現任) 平成27年6月 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役(現任) 平成27年6月 当社取締役(執行役員)(現任) 平成27年6月 AUN PHILIPPINES INC. 取締役(現任) [重要な兼職の状況] AUN Thai Laboratories Co.,Ltd. 取締役 台湾亞文營銷事業股份有限公司 取締役 亞文香港營銷事業股份有限公司 取締役 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役 AUN PHILIPPINES INC. 取締役	3,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
4	ふじわら てついち 藤原 徹一 (昭和48年1月9日)	平成7年4月 野村證券株式会社入社 平成12年6月 Nomura Singapore Ltd配属 平成16年6月 Merrill Lynch International Bank Ltd 入社 平成19年7月 藤原投資顧問株式会社設立 代表取締役 (現任) 平成21年8月 当社取締役 (現任) 平成22年11月 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役 (現任) 平成24年2月 台湾亞文營銷事業股份有限公司 取締役 (現任) [重要な兼職の状況] 藤原投資顧問株式会社 代表取締役 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役 台湾亞文營銷事業股份有限公司 取締役	78,400株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 藤原徹一氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性及び社外取締役との責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者の選任理由及び独立性について
- ① 藤原徹一氏につきましては、経営者としての経験を積まれており、また、海外動向や金融マーケティングに関して専門的な知見を有することから経営に対する適切な助言をいただくことにより、当社の経営体制が強化できるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- なお、同氏の就任してからの年数は本総会終結の時をもって6年となります。
- ② 藤原徹一氏が代表取締役を務める藤原投資顧問株式会社と当社との間には、平成19年10月1日から平成21年5月31日の間に、海外における事業戦略、新規事業、商品開発に関する助言・提案等を目的としたアドバイザー契約がありました。
- ③ 藤原徹一氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者もしくは役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。
- ④ 藤原徹一氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- ⑤ 藤原徹一氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- ⑥ 藤原徹一氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
- (2) 社外取締役との責任限定契約について
- 当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、社外取締役候補者藤原徹一氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。本総会において同氏が再任された場合は、本契約は継続となります。
- その契約の概要は次の通りであります。
- ・ 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・ 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 現在当社の取締役である各候補者の当社における地位及び担当は、事業報告「Ⅱ. 会社役員に関する事項」(8頁及び9頁)に記載の通りであります。

【第3号議案】 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	かねしろ まさひろ 金城 正宏 (昭和29年12月30日)	平成2年12月 アスク株式会社設立 代表取締役社長 平成6年2月 株式会社インターナショナル・トレーディング・コーポレーション(現株式会社エービーシー・マート)入社 専務取締役 平成12年2月 有限会社アイティーシー・プランニング 取締役 平成14年6月 株式会社エービーシー・コム 取締役 平成14年8月 株式会社エス・ジー・シューズ・カンパニー(現株式会社エービーシー・マート) 取締役 平成16年3月 株式会社エービーシー・マート 代表取締役社長 平成19年3月 株式会社エービーシー・マート 専務取締役 平成21年4月 株式会社エービーシー・マート 取締役 平成23年8月 当社監査役(現任)	一株
2	かとう せいいち 加藤 征一 (昭和45年11月13日)	平成4年10月 青山監査法人入所 公認会計士第2次試験合格・会計士補登録 平成8年2月 藤間公認会計士税理士事務所 入所 平成8年3月 公認会計士第3次試験合格・公認会計士登録 平成11年9月 加藤公認会計士事務所設立 同事務所代表(現任) 平成13年2月 税理士登録 平成17年9月 当社監査役(現任) [重要な兼職の状況] 加藤公認会計士事務所代表	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
3	まつむら たくお 松村卓朗 (昭和44年9月15日)	平成4年4月 ジェミニ・コンサルティング(ジャパン)入社 平成15年1月 ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン入社 平成15年11月 株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング入社 平成17年1月 同社取締役 平成18年8月 当社監査役(現任) 平成24年4月 株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング 代表取締役(現任) [重要な兼職の状況] 株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング 代表取締役	一株

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各監査等委員である取締役候補者は、社外取締役候補者であり、当社は、各氏が東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。
3. 各監査等委員である取締役候補者は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって金城正宏氏は4年、加藤征一氏は10年、松村卓朗氏は9年となります。
4. 各監査等委員である取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性および社外取締役との責任限定契約について
- (1) 監査等委員である取締役の選任理由及び独立性について
- ① 金城正宏氏は、株式会社エーピーシー・マーットの代表取締役を務めるなど企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - ② 加藤征一氏は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制にいかしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - ③ 松村卓朗氏は、株式会社ピープルフォーカス・コンサルティングの代表取締役であり、経営コンサルタントとしての豊富な知識、幅広い知見を有しており、組織体制、教育、人事に関する有効な助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - ④ 各監査等委員である取締役候補者は、当社の特定関係事業者の業務執行者もしくは役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。
 - ⑤ 各監査等委員である取締役候補者は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 - ⑥ 各監査等委員である取締役候補者は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 - ⑦ 各監査等委員である取締役候補者は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
- (2) 社外取締役としての職務を遂行することができる理由について
- 各社外取締役候補者は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記(1)の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

(3) 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、各社外取締役候補者は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。本総会において各氏が選任された場合は、本契約は継続となります。

その契約の概要は次の通りであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

【第4号議案】 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名
ふじわら てついち 藤原 徹

- (注) 1. 法令または定款に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備えるものです。
2. 藤原徹氏は第2号議案において取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とされておりす。
3. 上記の補欠の監査等委員である取締役候補者の生年月日及び略歴その他の株主総会参考書類記載事項につきましては、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」に記載のとおりですので、28ページをご参照ください。

【第5号議案】 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、改正会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に関する定めにて代えて、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額1億6,800万円以内と定めること、並びに各取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきます。また、取締役の報酬等の額には、使用者兼務取締役の使用者分給与は含まないものとしたいと存じます。

現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」の効力が生じると、取締役は4名（うち社外取締役1名）となる予定です。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

【第6号議案】 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、改正会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額3,600万円以内と定めること、並びに各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたく存じます。

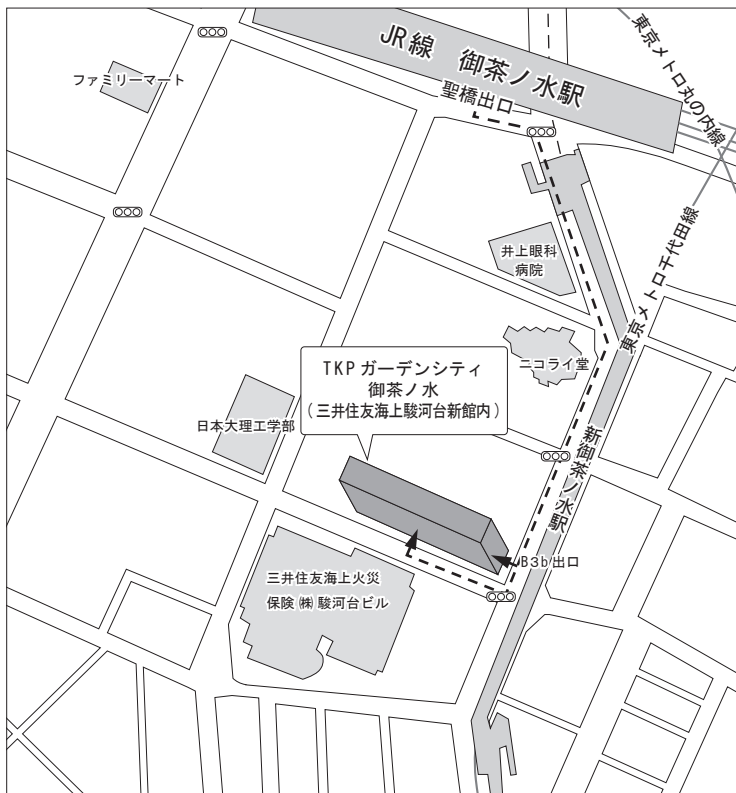
第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じますと、監査等委員である取締役は3名となる予定です。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区神田駿河台三丁目11番1号
三井住友海上駿河台新館TKPガーデンシティ御茶ノ水
「カンファレンスルーム3F」
電話 (03) 5283—6211



- JR 「御茶ノ水駅」 聖橋出口 徒歩4分
- 東京メトロ千代田線 「新御茶ノ水駅」 B3b出口 直結
- 都営新宿線 「小川町駅」 B3b出口 直結
- 東京メトロ丸の内線 「淡路町駅」 B3b出口 直結